

■ Article ■

小規模企業白書（2020年版）

日税研副理事長 坂田 純一

連日、新型コロナウイルス感染症の話題で、日本中が慄いている。国による緊急事態宣言解除に伴い社会経済活動と感染症対策の両立に舵を切ったとたん、各地の感染者数は増加の一途を辿っている。一週間ごとに、感染者の実態もめまぐるしく変わっており、執筆している7月末頃から、メルマガが公表される8月15日はどのような事態になっているのか、学術的な知見を全く持ち合わせていない者としては想像もできない。また、この7月には、熊本をはじめ西日本では大雨特別警報が発令され、多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、甚大な災害となった。最近の日本は毎年どこかで集中豪雨や台風被害が起きており、どうも今年の水害も想定外とは言えないような事態となっている。治山治水事業の抜本的な見直しも肝要ではなかろうか。特に被害の甚大だった熊本県人吉地域を中心に、いまだ、避難所暮らしをされている方も多く、心よりお見舞いを申し上げるとともに一日も早く平穏な日常生活を営めるよう復旧を願っている。

さて、8月のメルマガとしては、酷暑の中での一休みの気持ちも含め2年に一度、軽いお話しとして「小規模企業白書」を紹介させて頂いている。過去のものには「2015年版」「2018年版」である。記載の一部は確認事項を含め前回、前々回のメルマガと同様なものがあることをお許しいただきたい。

もともと、この「白書」は、平成26年6月に施行された「小規模企業振興基本法」に基づき、わが国では初めて小規模企業に的を絞ったものとして各種の統計に基づき作成されている。爾来、毎年、年度版が公表されており、小規模企業の実態把握のため、関与先としてその方々と触れ合う税理士としても、事務所に備えるべき資料の一つとして必須のものであると思う。

一 規模企業振興基本法と支援体制の変遷（第3部第1章より）

中小企業に関しては、「中小企業基本法」（昭和38年7月20日法律第154号）において法整備がなされている。同法第1条では、「中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。」とされている。第3条第2項では特に小規模企業についても言及し「中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な

事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」としている。

また、同第2条では、中小企業者の範囲及び用語の定義がされている。つまり、基本法では中小企業の範囲を、① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの、② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの、③ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの、④ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むものと、されている。そして、小規模企業については、同条第5項において、この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう、と定義されている。なお、中小企業に関する各種支援は、診断指導事業を主とする「中小企業指導法（昭和38年）」の制定後に加速する。近年の支援体制は、平成24年の認定経営革新等支援機関の創設後、急速にその体制が整ってきている（同26年の「よろず支援拠点の創設」など）。

平成26年に制定された「小規模企業振興基本法」は、その制定の趣旨として「全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。」としている。

法整備の起因としては、平成25年通常国会において、8本の関連法案を一括で改正する「小規模企業活性化法」が既に成立しており、「中小企業基本法」の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当てた「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、「小規模企業振興基本法」の制定が課題とされていた。「小規模企業振興基本法」は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するためのものとして、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するもことをも目指して、平成26年通常国会において6月

27日（法律第94号）として成立している。

二 小規模企業白書（2020年度版）

第6回目となる「2020年度版小規模企業白書（以下「白書」は「小規模企業白書」をいう。）」は、5回目までとは異なり「中小企業白書」と合本となっており、「下巻」として公表されている。全体はこれまで同様の3部構成となり、関連施策などは参考文献とともに巻末に掲載している。まず、第1部では、小規模事業者の動向に加え、労働生産性などいくつかの分析を行い、第2部では、地域で価値を生み出す視点から、地域の生活を支える小規模事業者として主に地域商店街の現状と課題、生活インフラとの関係などを分析している。第3部は、中小企業・小規模事業者と支援機関として、中小企業政策の変遷、経営課題への取組などを分析している。

第1部は小規模事業者の動向として、「中小企業白書・小規模企業白書2020年度版④」の第1部に掲載されており、下巻（出版）では除かれている。動向の部分では、小規模事業者の比較数値はあまりなく、主に大企業と中小企業との比較である。最初に分析されている個所として、掲載されているのが倒産件数の推移である。「2019年の倒産件数は11年ぶりに前年を上回った。しかし、長期的に見ると倒産件数の最も少なかった1990年以降の30年間で3番目に少ない水準である。また、これを規模別に見ると、倒産件数の大部分を小規模企業が占めていることが分かる。」とされている。この部分の（注）として、「倒産」とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること（私的整理〔取引停止処分、内整理〕も含まれる）。としているが、本当の要因はここからは読み解くことができない。税理士の感覚からいうと私的整理も含まれることから小規模事業者の課題とされ始めている後継者問題など「廃業」に伴うものが多いのではないかと思う。また、消費税軽減税率の円滑な実施では、中小企業庁が各種のサポートや支援を行っているが、「こうした取組の結果、中小企業・小規模事業者においても軽減税率制度に関して目立った混乱は発生しておらず、制度の円滑な運用が行われている。」として、これまた、軽減税率制度による弱者ともいわれる小規模事業者の実態を反映しているものとは、思えない。第5節は「リスク」を取り上げ、主として台風や集中豪雨の自然災害が中心に記載されているが、白書による数値が取りまとめられたであろうこの時期（実数値は3月末）での新型コロナウイルス感染症の影響や感染実態の記載は無理であったであろうと思われる。白書には、2020年3月の内閣府の月例経済報告では、基調判断について「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」と記載されているのみであり、いくつかの事象・予測の分析もされているものの、ひと時、国による緊急事態宣言が発出され、その影響等やその後の感染拡大を今日見る限り、経済社会に甚大な影

響があったことは歴然としている。特に飲食・観光業など経営体力の弱い一部の小規模事業者への影響（企業継続など）は計りしれないものがあり、来年の白書でコロナ関連の経済的影響の記述どのように取り扱われるのか、興味がある。なお、第1部では、第2章に「労働生産性」、第3章に「新陳代謝」、第4章では「多様性と役割・機能」が、それぞれ数値をもとに分析されている。（注）コロナ関連の主な助成金については、巻末に情報を掲載。

第2部は「地域で価値を生み出す小規模事業者」がテーマである。第1章では人口減少・少子高齢化はいままで以上に進むはずであろう日本全体の課題（2065年の人口予測8808万人）の分析であるが、人口密度が低い地域ほど小規模事業者の占める割合が高いとしている。生鮮食料品という専門店が地域の住民の生活を支えているとしているが、おそらく経営する側も高齢化しているはずであり、地方にみられる買い物難民（乗り物等インフラ）のことはどうするかなど、先行き感は不透明なままである。このことは住民の地域に対する満足度の数値でも人口密度の低い地域ほど、満足していない結果からも読み取れる。第2章では「商店街の現状と課題」の分析である。コロナでも大都市に感染者が増加しており、東京中心の一極集中の課題がいまさらながらに問題とされているが、アフターコロナを見据えれば、地方移住、地方創生全体として、生活は経済だけでなく、福祉や医療を含めてこれらの課題を総合的、抜本的に解決していく国のきめ細やかな施策が進まなければ、白書の分析の予想値以上に都市と地方の格差は進むのではないかと思う。第4章の「付加価値の創出に向けた取組と地域活性化」の中で、「地域資源の活用」が分析されている。ふるさと納税などを機に、地域ブランドの価値が増しているようである。小規模事業者の間でも、地域資源を「十分に認識している」「ある程度認識している」が増えているようだ。第3節では、この活用について、詳細に分析しており、企業間はもとより、官民挙げての取組が期待できそうである。

第3部は、「中小企業・小規模事業者と支援機関」のまとめである。2019年6月からは「小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）」が開始されている。当初の白書には、税理士とのかかわりが盛られていたが、だんだん記述は少なくなっているようにも思われる。2年前のメルマガ同様、中小企業はもとより、小規模事業者にとっても税理士は経営の良きパートナーとなるはずであり、税理士を有効活用した現場の資料や感覚の分析等が掲載されることを望んで、今回の筆を置くこととする。

◀ 参 考 ▶

- (小規模企業振興基本計画Ⅱ) 中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2019/download/190614HS04.pdf>
- (小規模企業振興基本法の制定等) 中小企業庁
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140627shokibo.htm>
- (小規模企業白書：2020年版) PDF版 中小企業庁
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokuji_syou.htm
- (2020年版「中小企業白書」「小規模企業白書」) 中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/syoukiboindex.html>
- (中小法人・個人事業者のための持続化給付金) 中小企業庁
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
- (家賃支援給付金に関するお知らせ) 経済産業省
<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>
- (雇用調整助成金：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

以上